OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	Essays on tax policies and issues of commitment
Author(s)	森田, 薫夫
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/72196
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　森田　薫夫　）	
論文題名	Essays on tax policies and issues of commitment （課税政策とコミットメントの問題に関する理論研究）

論文内容の要旨

本論文は4章より構成される。第1章は本論文において取り上げられる経済問題を概観する。第2章はThe time-consistent public goods provisionという題名であり、同名の学術論文としてJournal of Public Economic Theoryに掲載されている。続く第3章はOptimal income taxation without commitment: policy implications of durable goodsという題名であり、同名の学術論文としてEconomics Bulletinに掲載されている。第4章はEndogenous timing in tax competition and tax revenue orientationという題名で未公刊の論文である。第2章から第4章は互いに独立していながらも、関連した論文である。

第2章と第3章は、複数期間からなる非線形所得税問題のもとで発生する時間非整合性の問題に注目する。最適課税論の研究では、納税者の労働の限界生産性（以下、タイプ）は私的情報であるとし、顕示原理を応用した分析がなされている。仮に経済が複数期間に及ぶ場合、政府は一度顕示された納税者の私的情報に基づいて課税政策を再度最適化する誘因を持つ。政府によるそのような誘因を捨象したケースを完全コミットメントと呼ぶと、この仮定のもとでの課税政策は時間に関して非整合的と言える。それを織り込んだ納税者は正直に自身のタイプを申告しない可能性がある。この納税者の意思決定は社会厚生の損失につながりうる。このとき、政府による完全コミットメントの仮定がない元での非線形課税問題は考察に値する。

第2章は政府の完全コミットメントの仮定がない元での公共財供給の最適条件を示した。なお、分析は二期間モデルを採用している。完全コミットメントが仮定される場合、納税者の効用関数が消費と労働供給に関して弱加法分離であれば、サミュエルソン条件が保持される。しかしながら、完全コミットメントが仮定されない場合、第一期に納税者のタイプが顕示される分離均衡においては、納税者の効用関数が上記の条件を満たしていてもサミュエルソン条件は修正されることが分かった。これは追加的な二つの効果、(i)第一期の公共財供給が第二期の公共財、消費、および労働所得に影響し、誘因整合性条件を締める効果と(ii)第二期における公共投資のshadow priceは第一期を上回ることから、公共財供給の限界便益の割引現在価値が歪む効果に起因する。

第3章は政府の完全コミットメントの仮定がない元での耐久財消費に対する非線形課税政策の在り方を示した。第一期に納税者のタイプが顕示されない一括均衡においては、耐久財消費が非耐久財消費と補完財の関係にある場合、高所得者には正の限界税率、低所得者には負の限界税率で特徴付けられる課税政策が望ましいことが示された。納税者の労働供給に関する不効用が弾力性一定の効用関数として定式化される場合、第一期に納税者のタイプが顕示される分離均衡においては、高所得者には正の限界税率を、低所得者には負の限界税率を適用するのが望ましいことが示された。これらの結果は低所得者に対する補助金に代表されるような、所得水準に応じた税制措置の必要性を示唆するものである。

第4章は2つの異なる国の政府が存在する状況下で、各国の政府による税率決定の手番が内生的に決定される経済環境を考える。2企業による数量・価格競争の手番が同時であるか、または逐次であるかという問いは産業組織論の古典的課題であるが、それを移動可能な資本をめぐる2国の政府間の租税競争に適用する研究が近年注目されている。手番の決定に大きく影響するのは、その国が資本の買い手か売り手かであることが分かっている（関連文献で交易条件効果と呼ばれるもの）。政府の目的が社会厚生最大化ならば、両国ともに他国を先導して自国の資本保有者に有利な税率を決定しようとするため、同時手番による税率決定が導出されることが知られている。第4章では、政府の目的が社会厚生だけでなく税収にもある一定の比重が置かれる場合に資本税決定の手番がどのように特徴付けられるのかを考察する。目的関数に税収が一定比率だけ含まれる政府は資本税率を上げる誘因を持つ。その誘因を新たにthe revenue orientation effectと呼び、交易条件効果との兼ね合いで、政府による税率決定の均衡手番が同時ではなく、逐次手番になりうる外生変数の領域を明らかにした。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名（　森田薫夫　）		
	（職）	氏　名
論文審査担当者		
主 査	教授	西村幸浩
副 査	教授	石黒真吾
副 査	教授	赤井伸郎

論文審査の結果の要旨

［論文内容の要旨］

本論文は4章より構成される。第1章は本論文において取り上げられる経済問題を概観する。第2章と第3章は、複数期間からなる非線形所得税問題のもとで発生する時間非整合性の問題に注目する。経済が複数期間に及ぶ場合、政府は一度顕示された納税者の私的情報に基づいて課税政策を再度最適化する誘因を持つ。政府によるそのような誘因を捨象したケースを完全コミットメントと呼ぶと、この仮定のもとでの課税政策は時間に関して非整合的と言える。それを織り込んだ納税者は正直に自身のタイプを申告しない可能性がある。この納税者の意思決定は社会厚生の損失につながりうる。

第2章は非線形最適所得税のもとでの公共財供給の最適条件を示した。なお、分析は二期間モデルを採用している。完全コミットメントが仮定されない場合、第一期に納税者のタイプが顕示される分離均衡においては、納税者の効用関数が消費と労働供給に関して弱加法分離であっても、最適供給のサミュエルソン条件は修正されることが分かった。これは追加的な二つの効果、(i)第一期の公共財供給が第二期の公共財、消費、および労働所得に影響し、誘因整合性条件を締める効果と(ii)第二期における公共投資のshadow priceは第一期を上回ることから、公共財供給の限界便益の割引現在価値が歪む効果に起因する。

第3章は耐久財消費に対する課税政策の在り方を示した。第一期に納税者のタイプが顕示されない一括均衡においては、耐久財消費が非耐久財消費と補完財の関係にある場合、高所得者には正の限界税率、低所得者には負の限界税率で特徴付けられる課税政策が望ましいことが示された。納税者の労働供給に関する不効用が弾力性一定の効用関数として定式化される場合、第一期に納税者のタイプが顕示される分離均衡においては、高所得者には正の限界税率を、低所得者には負の限界税率を適用するのが望ましいことが示された。これらの結果は低所得者に対する補助金に代表されるような、所得水準に応じた税制措置の必要性を示唆するものである。

第4章は2つの異なる国の政府が存在する状況下で、各国の政府による税率決定の手番が内生的に決定される経済環境を考える。本章では、2企業による数量・価格競争の手番が同時であるか、または逐次であるかという産業組織論の課題を、移動可能な資本をめぐる2国の政府間の租税競争に適用する。手番の決定に大きく影響するのは、その国が資本の買い手か売り手かであることが分かっている（関連文献で交易条件効果と呼ばれるもの）。政府の目的が社会厚生最大化ならば、両国ともに他国を先導して自国の資本保有者に有利な税率を決定しようとするため、同時手番による税率決定が導出されることが知られている。第4章では、政府の目的が社会厚生だけでなく税収にもある一定の比重が置かれる場合に資本税決定の手番がどのように特徴付けられるのかを考察する。目的関数に税収が一定比率だけ含まれる政府は資本税率を上げる誘因を持つ。その誘因を新たにthe revenue orientation effectと呼び、交易条件効果との兼ね合いで、政府による税率決定の均衡手番が同時ではなく、逐次手番になりうる外生変数の領域を明らかにした。

［審査結果の要旨］

本論文は、複数期間からなる非線形所得税問題および租税競争理論における税率決定の手番について分析したものである。分析は先行研究を踏まえ、緻密な理論解析をし、現実の租税政策、公共支出政策、および租税競争下での政策決定に関して、重要な結果を得ている。よって、審査委員会は一致して、この学位請求論文が、博士（経済学）の学位を授与するに十分値するものであると判断する。